

第一次答申に向けた具体的検討課題

民とのパートナーシップ

I 所有者とともに個々の文化財の保存・活用を担う主体の位置づけ

1. 中間まとめの内容（抜粋）

基本的趣旨：

文化財はその保存と活用に専門的な知見を必要とするものであり、所有者が全ての責務を担う形式だけでなく、外部の専門的な人材との連携を円滑化して保存・活用のための取組を活性化することもできるような仕組みが必要

具体的内容：

- ・所有者とともに文化財の保存・活用を担う主体を新たに位置付ける
- ・現行制度も見直しつつ、現行制度のような限定的な場面だけでなく積極的な意味でも外部人材との連携を可能に
- ・この新たな担い手の業務内容
 - 文化財の維持管理や修理に関して助言
 - 保存活用計画を所有者に提案
 - 公開・活用をプロデュース
 - 所有者の意向に基づき自ら管理・修理・公開・活用等を担う
- ・新たな担い手の要件や資質担保の方策、指導監督の在り方等を検討
- ・所有者とともに保存活用計画を作成することを必須とするなど、所有者の意向を踏まえる仕組み

（参考：文化財所有者へのヒアリング時のご意見など）

- ・重要文化財民家の所有者の多くは活用に関するノウハウが不足し、遠隔地に居住しながら保存に努めている場合が多いことから、文化財の所在地において維持管理を任せられる存在が必要。そのため、維持管理や公開活用に知見のある人材を育成し、そのような人材が文化財の保存と活用に主体的に関われるようにするなど、新たな枠組みが必要ではないか。（全国重文民家の集い）
- ・過疎化や高齢化、また後継者不足等により、文化財の日常的な維持管理・修理にあたっての資金・人材の不足が深刻な状況にある。その上で貴重な国民的財産である文化財を適切に保存・管理しつつ、できるだけ公開するには、所有者だけでは困難な現状を知っていただくとともに、地域全体で協力していただける機運を高め、所有者だけで対策するのではなく、自治体やNPO法人、民間企業との連携等が必要ではないか。またそのような連携にあたっては、第三者

機関を設け、保存・活用について相談できる組織が必要ではないか。(全国国宝重要文化財所有者連盟)

- ・「文化財保護の担い手を広げる検討が必要である」「所有者の実情から維持不可能になってしまう文化財について、所有者や、代わりに民間団体がそのまま維持できるような支援体制の検討をしてほしい」等(第6回企画調査会(資料3) 地方公共団体へのアンケート結果「文化財の地域一体での活用と地域振興に関する調査の概要」の「今後の文化審議会文化財分科会企画調査会における検討について、何かご意見があれば教えてください。」の回答より)

2. 対応の方向性

文化財の管理・所有の形態が多様化していることを踏まえ、実態に合わせ、かつ所有者の負担を軽減しつつ、より適切な保存・活用のための取組が図られるような工夫が必要。

(現行制度)

- ・ 本資料 P5～

(論点)

- ・ 現行制度では「管理団体」と「管理責任者」があるが、今回は、所有者とともに文化財の保存・活用を担う主体を位置付けるという趣旨を踏まえて、まずは、管理責任者の制度(所有者が選任し、国に届出る仕組み)を見直すこととしてはどうか。
- ・ 現時点で具体的にニーズが出ているのは建造物だが、対象とする文化財の類型についてどう考えるべきか。
- ・ 所有者が選任する仕組みが有効に機能するよう、所有者が選任を希望する場合の相談先や適切な情報が得られる仕組みなどが望まれる。
- ・ 例えば、文化財所有者への相談や助言などに取組んでいる公益的な団体の情報などを、国や都道府県が提供する、などといったような形式が考えられるか。

II 基本計画の実施に共に取り組む民間の団体の指定

1. 中間まとめの内容(抜粋)

基本的趣旨：

- ・ 地域の文化財の調査研究、保存、活用などに係る民間の活動を積極的に位置づけた上で、民間と公共が、地域の目標や大きなビジョンを共有し、相互に補完しながら協働して取り組むことが必要

具体的内容：

- ・ 基本計画の趣旨に沿って、地域の文化財の総合的な保存・活用に資する事業を自立的に推進する法人・事業について、市町村が、一定の要件の下、指定・認定するといった仕組み
- ・ パートナーシップを結ぶ団体の要件や資質のチェックの在り方は今後検討
- ・ 民間主体が守るべき文化財を把握した場合の提案の仕組み

2. 具体例（⇒資料5）

3. 対応の方向性

① 基本計画の実施に共に取り組む民間の団体の指定

文化財については、従来より、所有者や所有者を支える住民・団体など、多様な主体により継承が行われてきた。基本計画の実現に向けても、行政だけで完結するのではなく、共に活動する団体を指定し、地域が一体となって取組を推進することが有効と考えられる。民間の活動を積極的に位置づけることを促進できる仕組みとなるよう、市町村が、基本計画の趣旨に沿って取り組む際にパートナーシップを結ぶべき団体を指定する仕組みを設ける。

（基本的な枠組み）

- ・ 指定の主体は基本計画策定市町村とし、指定対象になりうる団体は、地域に所在する文化財について、総合的な保存・活用に資する事業を自立的・主体的に推進する法人（文化財保存活用支援法人（仮称）。以下、単に「指定法人」という。）。
- ・ 市町村が基本計画で、団体の指定の方針などを明らかにし、団体が、自らの活動方針が合致すると考えた場合に、市町村に指定を求めるといった流れが考えられる。

（市町村による指定の考え方）

- ・ 市町村は、法人の事業実績や今後の事業計画等を確認して、計画期間中の中長期にわたって連携が可能かどうか等を判断し、指定する。
- ・ 1つの市町村が、複数の法人指定を行うことも可。
- ・ 法人の指定の方針については、基本的には市町村の計画に委ねるべきではあるが、基本的な考え方は必要であり、国の指針の中でどのように定める必要があるかなど、追って検討が必要。

（業務内容等）

- ・ 指定法人の業務内容は、基本計画に位置付けられた文化財の保存・活用のための措置に合致する業務であり、その内容は地域の立てた基本計画に応じて異なるものであるが、所有者等の文化財管理・修理等の相談、地域の文化財の総合的な保存・活用に関する事業の実施や事業への参加、自ら文化財を取得して管理等を実

施、調査研究などが想定される。

- 例えば以下のようなイメージ。
 - 地域の文化財の調査研究や所有者等への修理・管理等の助言
 - 普及啓発プログラム（ガイダンスや体験プランなど）の実施
 - 地域の文化財に関する情報発信
 - クラウドファンディングによる修理費用収集、保存・活用への助成
 - 登録文化財建造物や未指定の建造物などの継承に向けた事業者とのマッチング

（要件・監督等）

- 指定法人について、制度上は、法人格を有する団体（NPO法人、一般社団・財団、公益社団・財団、文化財の保存及び活用の推進を図る活動を行う会社）などが想定されるが、今後引き続き検討
- 文化財の保存に懸念が生じるような場面など、万が一に備えて、例えば、指定の主体が業務の報告聴取や改善などの指導、指定の取消しなどができるようにしておくことが必要ではないか。また、国や都道府県も指定法人への情報提供や指導助言ができるようにしておくことが必要ではないか

（指定による効果）

- 市町村にとっては、適切な官民共働を進め、文化財の保存・活用の取組をより活発に進めることに効果を発揮すると想定
- 指定を受ける団体にとっては、市町村の考える方向性を共有して活動する団体であることが明確となり、より地域からの協力も得やすくなると想定
- また、市町村の判断により、基本計画の策定・変更・計画実施に係る連絡調整を担う「協議会」の構成員に指定法人を加えることも想定
- 加えて、指定法人がその活動を進める中で、散逸の懸念のある史料や経済的な理由などから除却されそうな建造物を発見したなどの場合に、市町村に対し、基本計画の枠組みの中に当該文化財を加えることや必要な措置を講じることについて、市町村に提案できるようにすることも考えられる

文化財の保存や管理等の主体に関する現行制度

1. 文化財の保存・管理の主体についての概要

文化財保護法上の文化財の管理義務は、基本的には所有者が有する。(※1)

しかし、所有者は、特別の事情があるときは「管理責任者」を置くことができる。

・管理責任者を置くことができる類型は、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物。

(※1) 記念物に関しては所有者が多数に渡る広範囲の指定があり得ることから、重文とは異なり管理団体による管理を原則とし、管理団体がない場合に所有者が、所有者が管理団体を選任した場合には当該管理責任者が管理・復旧を行う。

2. 文化財保護法上の管理責任者

所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつぱら自己に代わり当該文化財の管理の責に任ずべきもの（「管理責任者」）に選任することができる。

（重要文化財：法第31条、記念物：法第119条）

「所有者は」・・・・・・・・・・管理責任者については、選任主体は所有者。また、選任・解任後に文化庁長官へ届出なければならない

「特別な事情があるとき」…所有者が海外に一定期間滞在する場合や、所在地を離れて居住していてその管理義務を充分には果たせない場合等

「適当な者」・・・・・・・・・・管理責任者は運用上、自然人に限定している

3. 文化財保護法上の管理団体

所有者が判明しない場合又は所有者もしくは管理責任者による管理が著しく困難もしくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他法人を指定して、当該文化財の保存のため必要な管理を行わせることができる。（重要文化財：法第32条の2、記念物：法第113条）

※ 所有者に対して相当の制限を課すこととなるため、要件が限定的となっている。

「文化庁長官は」・・・・・・・・・・管理団体については、指定主体は文化庁長官。事前に、所有者、権限に基づく占有者、指定される団体の同意は必要。（記念物に関しては指定される団体の同意のみ必要）

「適当な地方公共団体その他の法人」・・責務の重要性にかんがみ、運用上、任意団体を認めず、法人に限定している

4. 所有者が選任する「管理責任者」と 文化庁長官が指定する「管理団体」の実施行為の違い

【管理責任者】：所有者に代わって文化財の管理を行う

●管理責任者は、管理についてのみ所有者に代わる権利義務を有し、管理に要する費用の負担や修理を行う義務はない

ア) 重要文化財、重要有形民俗文化財、登録有形文化財、登録有形民俗文化財

・文化財の保存のため必要な管理(法第 32 条の 2)

イ) 史跡名勝天然記念物、登録記念物

・文化財の保存のため必要な管理及び復旧(法第 113 条)

(文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で、所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む)

【管理団体】：管理・修理・公開について所有者にかわる権利義務を有し、国庫補助金等も管理団体に交付。管理に要する費用は原則、管理団体が負担。観覧料についても管理団体が徴収することができる旨の規定がある
(重要文化財：法第 34 条、記念物：法第 116 条)。

ア) 重要文化財、登録有形文化財、重要有形民俗文化財、登録有形民俗文化財

・文化財の保存のため必要な管理(法第 32 条の 2)

・文化財の修理 (法第 34 条の 2)

・文化財の公開 (法第 47 条の 2)

イ) 史跡名勝天然記念物、登録記念物

・文化財の保存のため必要な管理及び復旧(法第 113 条)

(文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で、所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む)

5. 制度適用実績

平成 29 年度 10 月現在において、管理責任者・管理団体の選任・指定実績は以下の通り。

【管理責任者】

- 重要文化財（建造物） 6／2,465 件
- 重要文化財（美工品） 0／10,654 件
- 史跡名勝天然記念物 2／3,210 件
- 重要有形民俗文化財 0／220 件

【管理団体】

- 重要文化財（建造物） 101／2,465 件
- 重要文化財（美工品） 435／10,654 件
- 史跡名勝天然記念物 1,696／3,210 件
- 重要有形民俗文化財 41／220 件